

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団清幸会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- （1）事業所の保健師等は、利用者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標をふまえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4）事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）事業の運営にあたっては、市町村、保健・福祉・医療・介護関係機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 奥田地域包括支援センター
- （2） 所在地 富山市永楽町41番22号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業者勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、担当職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- （2） 担当職員
保健師等 1名以上（常勤）
社会福祉士 1名以上（常勤）
主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
指定介護予防支援の提供に関する業務にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、8月15・16日、12月31日から1月3日まで及び国民の祝日は除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
原則として24時間対応を行っています。時間外、休日等は電話にてご連絡をください。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ① 開催場所は第3条に規定する事業所内、又は自宅とする。
 - ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ① 提供開始月
 - ② 提供開始月の翌月から起算して、少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問する。
 - ③ サービスの評価期間が終了する月
 - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果記録 1月に1回は各サービス事業所との連携により記録する。
- (6) テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用 直接利用者本人に会えない場合の対応として実施。
 - ① 機器を利用して意思疎通が可能である利用者の同意を得て、モニタリングを行う。また機器使用でのモニタリングでは収集できない情報において、他のサービス事業者との連携により情報を収集する。
 - ② 利用者の状態が安定し、主治医、その他関係者が合意している場合、サービス担当者会議等の会議を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富山市（奥田地域）とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の対応)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修に定期的に参加、または実施する。
- (4) 前1～3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見、相談を受けた場合は、速やかに市町村に通報し、対応を検討するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、苦情・ハラスメントに対応するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 苦情・ハラスメント防止のための指針及び体制を整備する。
- (2) 利用者に提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントまたは介護予防サービス計画書に位置付けた指定介護予防サービス又は総合事業に対する利用者又はそのご家族等からの、苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- (3) 利用者に提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 介護予防サービス計画書に位置付けた指定介護予防サービスまたは総合事業に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- (5) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- (3) 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (4) 前項の規定上職員でなくなった後においても同様とし、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (5) 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富山市、医療法人社団清幸会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成23年11月25日(奥田寿町へ)住所変更。

平成24年12月1日(永楽町へ)住所変更。

平成30年4月1日 介護予防ケアマネジメント追加。

令和4年5月1日 虐待の対応の追加。

令和5年1月1日 苦情・ハラスメント処理の追加。事業継続計画の追加。衛生管理の追加。

令和6年4月1日 居宅訪問頻度の変更。モニタリング結果記録の変更。

テレビ電話装置その他の情報通信機器の追加。